

記者発表(資料配布)				
月 日	担当課室名 係 名	電話番号	発表者名 (担当主幹)	その他発表・配布先
3月30日(火)	障害福祉課 障害政策班 (障害者権利擁護担当)	内線 3002 直通 078-362-9104	課長 庄 宏哉 (主幹 上田ジェニファー真紀)	—

令和元年度兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の状況等の公表について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第20条及び同法施行規則第3条に基づき、令和元年度における兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等を公表します。

1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

受付年度	相談・通報・届出があった件数	虐待が認められた件数
元年度	121件	25件
【参考】30年度	133件	40件

2 虐待が認められた案件の概要及び採った措置の概要

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
1	就労継続支援B型	職業指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
2	短期入所	世話人	性的	県・市による事実確認 文書・口頭で指導
3	放課後等デイサービス	児童発達支援管理責任者・児童指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
4	障害者支援施設	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
5	重度訪問介護	ヘルパー	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
6	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
7	短期入所	管理者	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
8	短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
9	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
10	居宅介護	ヘルパー	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
11	就労継続支援B型	職業指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
12	一般相談支援事業所 特定相談支援事業所	相談支援専門員	放棄・放置	市による事実確認 文書・口頭で指導
13	生活介護	管理者	放棄・放置	市による事実確認 文書・口頭で指導
14	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
15	生活介護	管理者	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
16	生活介護	サービス管理責任者	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
17	放課後等デイサービス	指導員	性的	市による事実確認 文書・口頭で指導
18	障害者支援施設	生活支援員	性的	市による事実確認 文書・口頭で指導
19	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
20	障害者支援施設	生活支援員	経済的	市による事実確認 文書・口頭で指導
21	障害者支援施設	生活支援員	経済的	市による事実確認 文書・口頭で指導
22	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
23	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
24	生活介護	—	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
25	居宅介護	ヘルパー	心理的	町による事実確認 文書・口頭で指導

(参考)

令和元年度兵庫県内障害者虐待の状況について

1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

(単位：件)

類 型	相談・通報・届出件数		虐待が認められた件数	
	30年度	元年度	30年度	元年度
施設従事者等	133	121	40	25
養護者	233	244	83	72
使用者※	18	19	2	7
合 計	384	384	125	104

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありと兵庫労働局長に報告した件数

2 施設従事者等虐待において虐待が認められた案件の概要

(単位：件、%)

	障害種別				計※	虐待種別					計※
	身体障害	知的障害	精神障害	不明		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	
件数	8	26	1	0	35	15	3	5	3	2	28
構成比	22.9	74.2	2.9	0.0	100.0	53.6	10.7	17.9	10.7	7.1	100.0

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

〔関連法令〕

◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（抄）

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種